ID: 191

担当部署: 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例　第8条
例規番号	平成24年条例第38号

【根拠条文】

（使用許可の取消し等）

第8条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退館を命じることができる。

(1)　第6条各号のいずれかに該当したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日